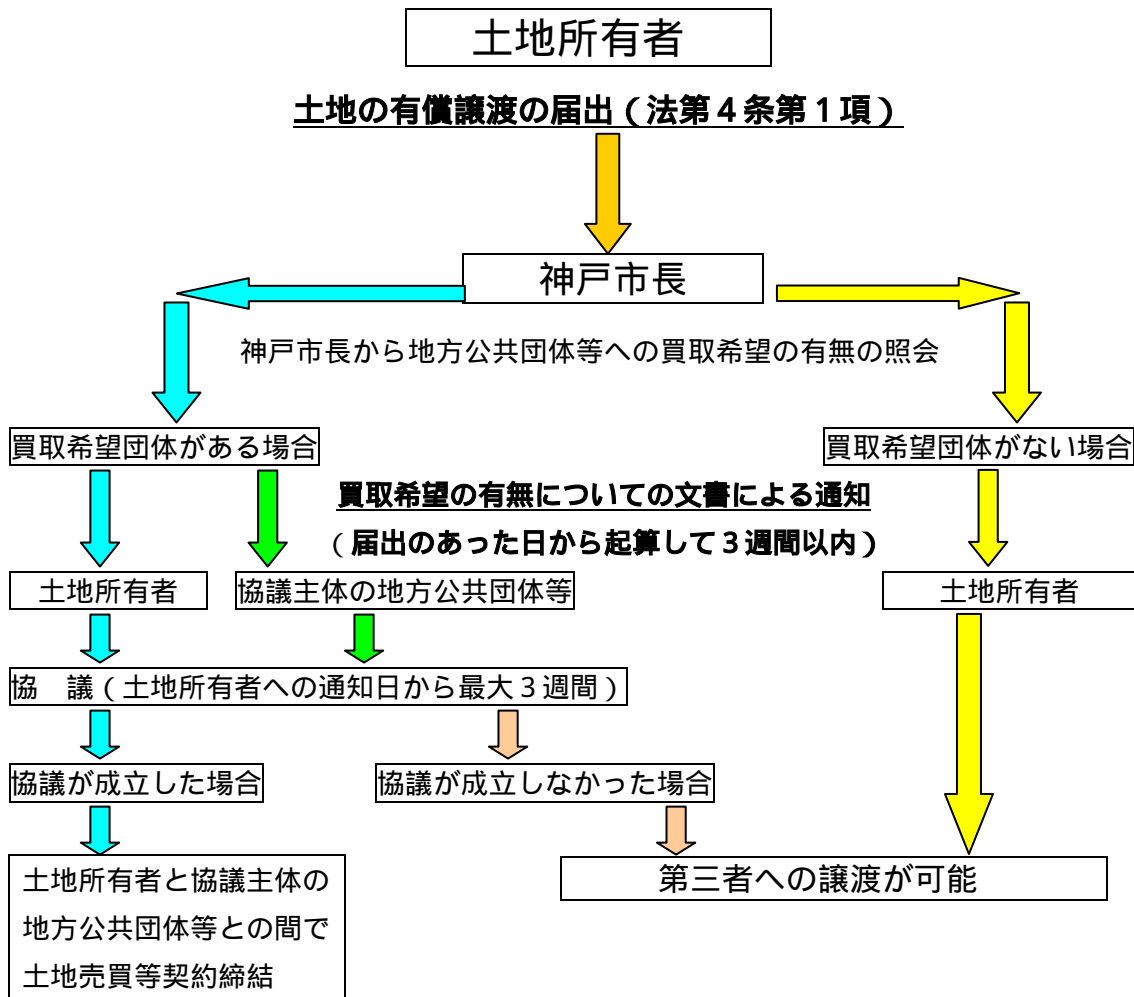


公有地の拡大の推進に関する法律 届出の流れ



土地売買の面積が市街化区域で 2,000 m²以上、又は市街化調整区域で 5,000 m²以上の場合、**当該土地の譲受人 (買主)** は契約締結日 (当日を含む) から起算して 2 週間以内に**国土利用計画法に基づく届出が必要**です。

また上記の売買面積未済でも買い集めにより合計すると市街化区域で 2,000 m²以上、又は市街化調整区域で 5,000 m²以上の場合、同じく**当該土地の譲受人 (買主)** は契約締結日 (当日を含む) から起算して 2 週間以内に**国土利用計画法に基づく届出が必要**です。